

国の家庭教育施策に関する一考察

— 今後の方向性を踏まえて —

山本 裕一
(文部科学省)

1. はじめに

「親としてわが子を育てることは、喜びや生きがいであり、希望の糧である。と同時に、それは絶えずいくばくかの不安や心配をもたらしつつける。親心とはこのようなものであり、それはいつの世にも変わらぬ心性であろう。親心の普遍性の反面、家庭生活も、家庭教育も歴史的な社会におけるできごとである。したがって、歴史的な社会の構造や文脈において特殊な様相と課題があらわれる。ことに家庭とそれを含めた社会とが変動期にあるとき、家庭教育の重要性や問題性が改めて意識され、また、問題の特殊性が浮びあがる。」

この文章は、文部省（当時）が発行した「現代における家庭教育の諸問題」（昭和44年3月）の冒頭部分を抜粋したものである。不易と流行という言葉があるが、単純に分けるとすれば親心は不易で家庭教育は流行ということになろうか。しかしながら、今日の子どもにまつわる様々な事件報道を見ると、不易であるはずの親心さえ必ずしも普遍であると言い切れない状況になってきているというのは、言い過ぎであろうか。いずれにしても、家庭教育は“歴史的な社会の構造や文脈”の中で捉える必要があり、仮に親心も時代によって変わりうるものだとしたら、家庭教育施策はそのことも含めて考えていかな

ければならない。とりわけ、“いくばくかの不安や心配”の中味が時代によって変化していることは間違いないであろう。

話は変わるが、筆者が文部省の係員時代は、家庭教育の担当は家庭教育係として2人の職員が配置されていた。現在は、家庭教育支援室として室長、室長補佐、家庭教育調査官と2系の体制、さらに研修生等を加え11人で業務を行っている。こうした業務量の増はいかなる社会変化がもたらしたものでしょうか。

社会教育法施行10周年を記念した文部省発行の「社会教育10年の歩み」(昭和34年3月)をみると、目次の欄には「家庭教育」という言葉は見当たらない。また、トータル395ページの中で「家庭教育」という言葉は7箇所で使われている⁽¹⁾。これが多いか少ないかということでは、たとえば「平成17年度文部科学白書」は地域・家庭の教育力の向上を特集し、目次には「家庭教育の現状」「家庭教育支援上の課題」「家庭教育に関する学習機会の提供」「家庭教育に関する情報の提供」「ITを活用した家庭教育支援手法の開発」と記載されており、言葉がどれくらい使われているかは推して知るべしである。

ところで、この7箇所にある「家庭教育」という言葉であるが、次のように記述されている。

- ・成人教育の項で「成人教育は<略>行われるもので、その内容は<略>明るい民主的な人間関係を作るための家庭教育、職場教育など、教養、職業、家事、趣味の各方面にわたっている。」
- ・社会教育学級の項で「20年度および21年度には、民主主義の精神にもとづく公民教育を習得させ次代の民主国家を背負って立つ幼い子女の家庭教育を徹底するため、母親を対象とした「母親学級」を<略>開設した。」
- ・婦人学級の変遷と施策の項で「文部省は<略>特に家庭教育の中心である母親のための民主主義の精神にもとづく公民教育を普及するために戦前から行われていた『母親学級』の名称をそのままつかって<略>委嘱した。」
- ・同じ項で「このほか家庭教育指定町村を指定して研究を委嘱し、」
- ・同じく「母親学級の指導者養成を目的とする講座『家庭教育指導者講習会』が<略>開設され」
- ・同じく「CIEの示唆により家庭教育は母親のみの問題でなく両親揃って

行うものであるとの見地から<略>母親学級を『両親学級』に改め」
 ・視聴覚教材の項で文部省録音教材一覧に「家庭と子ども」とあり、内容が「家庭教育の意義を認識し、新しい見地から再認識し、改善の資料を供する。」とある。

これらのことから、家庭教育が独立した位置をしめているわけではないことがわかる。また、その後改められたが、家庭教育は母親が担うものであるとの認識があったことがわかる。

このように、国の施策の対象としての「家庭教育」が今日のそれと比べ、大きく変化してきているのがわかる。本稿では、国の家庭教育施策の変化とりわけ、当初使われていなかった“家庭教育支援”という言葉がいつから使われ、またその経緯についても考えてみたい。さらに、それを踏まえて家庭教育施策の今後の方向性についても言及したい。

2. 家庭教育の“振興”から家庭教育の“支援”へ

「国が行政上、家庭教育の振興を大きく取り上げたのは、昭和5年である。」⁽²⁾戦前から家庭教育に関する施策は存在していたが、本格的な施策の展開については、「昭和36年度まで、文部省においては、家庭教育振興費は予算化されていないが、<略>家庭教育の重要性を裏づける諸現象があいついでおこり、各方面から家庭教育を重視、強調する声が高まってきた。文部省は、この国民的要請を受け、昭和37年度より家庭教育振興費を予算化してその推進を図ってきた」⁽³⁾とあり、この年「家庭教育振興」という事項で2,013千円の予算が計上されている。内容は、家庭教育専門委員会の設置や社会教育指導者向けの家庭教育資料の作成のための経費である。家庭教育学級が予算化されたのは昭和39年度で、8,134学級、予算額は81,310千円で、家庭教育関係予算としては対前年度予算で一挙に18倍(38年度;500万円→39年度;9,000万円)の増額措置がなされた。

さて、国がこうして家庭教育について重点をおくようになった背景として、「最近にいたって、青少年の健全育成、非行防止対策として、健全な家庭づくりと家庭教育の充実が注目され、抜本的な家庭対策、家庭教育対策の必要

性が各方面から強調されるようになった」⁽⁴⁾ことがあげられる。非行防止対策としての家庭教育というのが興味深い。ただ、「家庭教育が重視される社会的要因は、青少年非行の問題のみにとどまらず、〈略〉家庭の機能の減少、親の教育的役割の後退に対する不安が根本にある」⁽⁵⁾との指摘があることを付言しておきたい。

いずれにしても、当時の家庭教育施策は家庭が教育機能を果たすことが前提となっていて、そうした機能を有している家庭教育を振興することが、行政の役割であったということがうかがえる。

たとえば、「家庭教育そのものは、私的な教育であり、その目標、内容、方法は、親の数ほどに多種多様で捕らえにくく、したがって、家庭教育に関する学習活動を具体的に進めることは難しい領域であることとされてきた。けれども、その多種多様な家庭教育に乳幼児の心身の発達の一般的な傾向や法則に即応して教育上の一般的な原理・原則が、仮に考えられるとすれば、親等が家庭教育を行うに当たってそれを学習しておくことは、当然の努めであるといえよう」⁽⁶⁾とある。当然の努めを行うべき親だからこそ、親が行う家庭教育を行政が振興していこうということであろう。

このように家庭が本来持っている教育機能を果たす、あるいはそれを果たすことが当然であると考えられていた時代から下ること10数年、臨時教育審議会は「家庭の教育力」が低下しているとの指摘を行った。「今日、家族形態の変化、兄弟姉妹の数の減少、女性の社会進出に応じた育児と職業生活を両立させるための条件の未整備、父親の存在感の希薄化、知育偏重の風潮などから、家庭の教育力は低下している」⁽⁷⁾という指摘である。

また、「親が果たすべき大きな責務」あるいは「家庭は反省し、自らの役割や責任を自覚する」といった表現で、まず親の自覚を促すとともに、「家庭がこのような役割を果たすためには〈略〉三者が一体となって子どもを育てるという視点が重要である」とあるように、家庭・学校・地域が連携する、すなわち、家庭の教育機能を他の教育機能が連携して支えるといった視点で家庭基盤の整備を図る必要があるとしている。

親が当然の役割を果たすのであれば問題ないが、そうしたことができなくなっている状況において、まず親の責任を自覚し、それを踏まえたうえでみんなが連携を図り支えるというように、家庭が自己完結的に課題を解決する

といった期待がなしえなくなってきたということがうかがえる。

そこで、こうした家庭を巡る環境の変化の中で、それではいつから「家庭教育の支援」という言葉が使われるようになったかということである。筆者の調べた範囲という前提でいくと、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望したわが国の教育のあり方について」である。この答申は、完全学校週5日制を提言し、今日の教育課程の契機となった答申である。

答申では、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとしての機能を充実し、“家庭教育の支援”を図っていくといった表現で「支援」という言葉が使われているが、その前に「家庭教育のあり方と条件整備」の項で、「行政の役割は、あくまで条件整備を通じて、家庭の教育力の充実を支援していく」との表現がなされている。こうしたことから、「家庭教育の支援」といったときは、家庭との関係において行政のスタンスを明らかにするという意味が込められていることがわかる。

ここで「家庭教育の支援」という言葉が使われてきた背景を整理すると、①家庭の教育機能の低下が指摘されているなか、家庭の教育力を自己完結的に回復することを求めるのではなく、学校や地域と連携を図りながら取り組んでいくという考え方の基本に「支援」という言葉が使われたこと、②子どもの教育に対し最終的に責任を負うのは家庭であるという前提のもと、国が家庭教育にどこまで関わるかといった議論のなかで、国が行うのはあくまで「支援」である。家庭に介入するのではないということを示す必要があった。とりわけ、平成9年に起きた中学生による幼児殺傷事件や学校週5日制の完全実施を控え、地域で子どもを育てる環境を整備する一環として、家庭教育施策の充実を図る時期だっただけに、国のスタンスをより明確にすることが必要だったのである。ちなみに、文部省に家庭教育支援室が設置されたのは、平成10年である。

3. すべての親に対する学習機会の提供

「できるだけ多くの親に、できるだけ多くの家庭教育に関する学習の機会を提供することがたいせつである。〈略〉行政当局者がより多くの学習機会

を提供することに注目することは施策の力点であるといわなければならない。」⁽⁸⁾とあるように、これまでの施策を振り返ると、より多くの親を対象とすべくその条件整備に多くのエネルギーを費やしてきたとっていいだろう。

家庭教育に関する施策を開始した当初は、家庭教育学級をできるだけ多く開設し、乳幼児学級を特出ししたりするなどメニューを増やしたり、家庭教育学級の録音教材を複製配布して、学習機会の提供に工夫を凝らしてきた。学習機会の提供以外にも、家庭教育相談事業の実施やそのメニュー事業としてはがき通信、巡回相談、テレビ放送を行ってきた。また、子育て中の親や子育て支援を行っているグループの交流機会を提供し、ネットワークの充実を図ってきた。さらには、学習の場になかなか参加できない親等を対象に家庭教育のヒント集として家庭教育手帳を配布したり、現代の情報化社会にふさわしくITを活用して子育てに関する相談や情報提供を行い、学習者へのアクセスの改善を図ってきた。

このような施策は端的に言う、「すべての親」を意識してより多くの人たちに学習機会に触れる工夫をしてきたといえるだろう。先の平成8年の中教審答申では、「これまで家庭教育に関する学習機会に参加したくてもできなかった人々に対する配慮がなされなければならない。特に、共働き家庭が増加していること等を踏まえ、自宅や職場等身近な場所に居ながらにして学習できるような環境を整備する必要がある。」との指摘があるが、最近の指摘⁽⁹⁾では、さらに一步踏み込んだ提言がなされている。すなわち、意識もライフスタイルも家族の形態も多様化した今の時代に生きる親を幅広く支援すること、支援の対象として一人で子育てを抱え込み、孤立している親、子育てに無関心な親、離婚や死別等により、仕事と子育てを一人で担っている親、外国から来た親、障害のある親や障害のある子どもを持つ親など周囲の支えをより必要としている親などの例示を行っている。また、しつけをする上で最も優先する価値が世代によって異なるとの指摘もなされている。さらに家庭の教育力の低下が個々の親だけの問題ではなく、地域や企業を含めた社会全体で行っていく必要があるとの提言も行っている。

4. 「早寝早起き朝ごはん」運動と家庭教育施策の今後の方向性

現在、国においては子どもの基本的な生活習慣を育成するために「早寝早起き朝ごはん」運動⁽¹⁰⁾を展開しているが、前述の「すべての親」に対して「社会全体」で家庭教育支援を行っていく、その延長線上に「早寝早起き朝ごはん」運動も位置付けていく必要があるのだと思う。

ここで留意すべきは、すべての親が「早寝早起き朝ごはん」をしなければならないのかということである。この運動によって親たちがプレッシャーを感じてしまえば台無しである。前述のように「すべての親」（もちろん、すべての大人ということだが）を対象にしているのだから、「これならやれそうだ」「やってみよう」という気持ちを起こさせる運動にしていかなければならない。すなわち、なぜ、早く起き早く寝て朝ごはんをとる必要があるのか。この運動を進めるに当たっては、まずこのことを理解していただく必要がある。そのことによって、夜間勤務で早寝早起きができなかったり、朝早くから働いていて、きちんとした朝食と作ることができない親たちにとって、その重要性に気づいてもらい、できるところから子どもの生活リズムの改善を図っていただく行動を起こしてほしいと思う。

「社会教育は、その親の学習欲求にこたえようとするものである。親が子どもの心身の成長に関する知識、技術、態度について学習することは、社会教育の成人教育活動に属する。したがって、『家庭教育および勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。』（教育基本法第7条）ということになるのであり、文部省及び教育委員会は、親等の学習を奨励促進するための条件整備を行っているのである。」⁽¹¹⁾とあるように、条件整備は親の学習欲求に応える形で行われることが前提であった。

しかしながら、今日において留意すべきは「家庭教育支援を、『学習を希望する親の学習支援』から『すべての親の子育て支援施策としての学習支援』としてとらえ直した上で、今後、これまで手の届きにくかった親へのアプローチも含めすべての親を対象として、より効果的な手法により、施策を実施していく必要がある。」⁽¹²⁾との視点である。“そこまでやるのか？”といった議

論はあるが、そこまでやらなければならない事情が存在していることも事実である。当たり前にするべきことができなくなっている現状において、「早寝早起き朝ごはん」運動についても、その方向を見極めて評価していくことが必要であるし、この運動に限らず家庭教育施策全体が「すべての親」と「社会全体」というキーワードで行われていくことと思われる。

<注>

- (1) 文部省社会教育局『社会教育の現状1954』では、家庭教育を“節”に位置づけた記載がなされているが、定義や内容等の記述が中心で、具体的な施策について言及していない。
- (2) 文部省社会教育局『昭和39年度家庭教育に関する施策の現状』p. 1
- (3) 文部省社会教育局『昭和42年度家庭教育学級の現状』p. 2
- (4) 文部省社会教育局『昭和39年度家庭教育に関する施策の現状』p. 1
- (5) 中央青少年問題協議会編『青少年白書（1964年版）』p. 199
- (6) 社会教育審議会建議「乳幼児期における家庭教育の振興方策について」（昭和46年4月）第1部 乳幼児期の家庭教育の必要性
- (7) 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」（昭和61年4月）第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革 第2章 家庭の教育力の回復
- (8) 今村武俊編著『新訂社会教育行政入門』（第一法規）p. 172
- (9) 「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」（報告）平成16年3月 3. 家庭教育支援上の主な今日的課題～3つの主要課題～
 - 本報告より早く、今後の家庭教育支援の充実についての懇談会「『社会の宝』として子どもを育てよう！」（報告）（平成14年7月）においては、「家庭教育が困難な状況になっている」ことが指摘されており、「しつけや子育てに自信がない」と答えた世帯の割合が、平成元年が12.4%であるのに対して、平成11年には17.6%に増加していることを披瀝し、社会全体で子育てを行うことの意義を強調している。
- (10) 文部科学省では、平成18年度から新たに子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」運動の全国展開を推進するため、生活リズム向上のための普及啓発事業や先進的な実践活動等の調査研究を行っている（予算額1億3,000万円）。また、本事業と並行して、PTAはもとより、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、あるいは読書・食育推進団体、さらに経済界、メディア、市民活動団体など幅広い関係者により構成される「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、民間主導の国民運動が展開されている。
- (11) 上記(8) p. 170
- (12) 上記(9)